

川崎市立塚越中学校いじめ防止基本方針

1. 令和8年度 学校経営計画

めざす生徒像

1. 主体的に行動する「自分の意思をもつ」
2. 相手の立場を考えて行動する「思いやりの心をもつ」
3. 自ら判断して行動する「自分の行動に責任をもつ」

学校教育目標

1. すこやかな心と身体を育て、思いやりのある人になろう
2. 自ら学び、考え、すすんで行動できる人になろう
3. 広い視野に立ち、社会に役立つ人になろう

【重点目標】 教育課程を柔軟に編成することにより、すべての人にとって居心地がよい学校をつくりまします

心の教育の推進

◎教職員が、共感、思いやりをもって生徒に接し、生徒と教職員との信頼関係を大切にす。また、生徒一人ひとりの些細な変化を見逃さない。

資質・能力を育成する教育の推進

◎生徒が探究的に学ぶことを通して、問題発見力、課題解決力、新たな価値を創り出す力を見つけてせる。

健康・安全教育の推進

◎すべての生徒が心身ともに健康で、安心して学習でき、安全な教育環境整備を進める。

開かれた学校づくり

◎家庭・地域との連携を積極的に図り、開かれた学校づくりを推進する。また、教職員の働き方・仕事の進め方改革を進める。

【短期経営目標】

○生徒が主語の学校行事の推進
○支援教育の充実
○生徒の資質・能力に資する教育活動の実践
○発達支援的生徒指導の実施
○読書活動の充実

○探究的な学びの推進
○総合的な学習の時間の改善・充実
○調査結果を基にした授業改善の推進
○授業研究の日常化

○命を守る安心・安全な環境づくり
○生徒に寄り添った教育相談の実施
○チームとしての初期対応
○個人情報の適切な管理

○学校教育目標の共有
○地域資源をテーマとする探究カリキュラムの実施
○家庭・地域への積極的な情報発信
○業務改善の推進

【具体的な取り組み】

※生徒の思いや願いが実現する学校行事にしよう

- ① 学級活動と学校行事のねらいを明確にし、特別活動の充実を図る。
- ② 縦割り、学年、学級、グループなどの集団により、人間関係スキルを身に付ける。
- ③ 教室や学校になじめない生徒の居場所を「学習室」とし、個別指導に取り組む。
- ④ 全ての教育活動において、全ての生徒の発達を支援する働きかけを行う。
- ⑤ 道徳教育を充実し、思いやりの心、いのちを大切にする心を育てる。
- ⑥ 学校図書館の充実を図り、読書を通して、より豊かな語彙力、思考力を育てる。

※生徒の思いや願いを大切にする学びを実現しよう

- ① 探究的な学びを取り入れた授業を全ての教科等で実践する。
- ② 生徒も大人も楽しさを実感する総合的な学習の時間について研究する。
- ③ 学力調査結果等を基に学校、教科等、個人の目標を立て、授業改善に組織的、継続的に取り組む。
- ④ 授業研究の日常的に実施することで、校内OJTの活性化を図る。

※みんなが健康で安全に過ごす学校をつくろう

- ① 健康教育・安全教育の推進を図る。
- ② 生徒一人ひとりの悩みや不安に寄り添った教育相談を実施する。
- ③ 生徒指導、事件、事故等が発生したときは、管理職を中心にチームとして対応する。
- ④ 個人情報については、慎重に取り扱い、持ち出すときには適切な手順に従う。
- ⑤ 些細なことでも確認し合える雰囲気の日頃からつくる。

※地域に開かれた学校づくりをしよう

- ① 地域資源を活用しながら地域・社会参画につながる学習活動を行う。
- ② 地域教育会議等で意見を交流する。
- ③ アンケート結果などを学校評価としてまとめ、学校を改善するために活用する。
- ④ 教職員の共通理解を図りながら業務改善を進める。特にチーム担任制について検討を進める。

2. 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4. 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性を育みます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さない仕組みづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員への計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりやコミュニケーション能力を身につけさせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかで最も重要であると考えます。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの様子を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

④ 関係機関との連携

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察や関係機関への情報提供や相談・通報を行います。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」といいます）を設置します。

② 「対策会議」の役割

「対策会議」は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合は重大事態といえます。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校が重大事態に至るいじめ行為を認知した場合には、市いじめ防止基本方針に基づき、迅速かつ適切に当該事態の調査・報告を行い、関係諸機関と連携して当該事態に対処するとともに、同種のいじめ事案の発生防止を図ります。

6. 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、
学年主任、生徒指導主任、支援教育コーディネーター、養護教諭、
部活動顧問責任者、スクールカウンセラー

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任、生徒指導担当）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳教育推進担当）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任、生徒指導主任）
1年・・・・・・・・（1学年主任） 2年・・・・・・・・（2学年主任）
3年・・・・・・・・（3学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導主任）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導主任）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（特別活動主任）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（PTA校外委員担当）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導主任）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導主任）

7. 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について ・家庭訪問での保護者・生徒の声の集約 ・生徒指導研修会①（生徒理解）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組 （職員研修会の実施、生徒への啓発活動）</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・いじめの防止対策に関する研修会 ・生徒指導研修会②（生徒理解） ・教育相談週間の実施
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取り組み

[自主的な企画・運営]

- ・生徒集会・学年集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動やクリーン活動

[交流活動の活性化]

- ・縦割り活動
- ・委員会活動（緑化運動、あいさつ運動）
- ・小中連携活動（体験活動での交流）
- ・地域教育会議主催の地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取り組み（PTA活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・あいさつ運動への参加
- ・クリーン活動の実施
- ・地域パトロール

地域住民の取り組み

- ・地域での見守り活動
- ・学校推進会議の話し合い
- ・民生委員情報交換会の実施

他機関との連携

- ・区・教育担当との連携
- ・SSW（スクールソーシャルワーカー）との連携
- ・スクールサポーターとの情報交換
- ・少年相談保護センターとの連携